

| | |
|---|-------|
| | 契約係用 |
| ○ | 業者渡し用 |

令和3年度

業務委託仕様書

委託業務一覧表 通年業務委託番号 233

名 称 防犯装置保守管理業務

特定隨契の場合
その業者名 _____

要求課 運輸課

(外線 011-232-1776)

担当者 松本 良之 (内線 5713)

防犯装置保守管理業務仕様書

1. 目的

電気事業法、建築基準法、消防法、労働安全衛生法及びその他関係法令に基づき、各駅金庫及び券売機室等防犯警報装置の保守管理業務を行い、その機能を良好に維持すること。

2. 対象箇所

- (1) 南北線 16 駅
- (2) 東西線 18 駅
- (3) 東豊線 14 駅

※さっぽろ駅は南北線、大通駅は東豊線に含む。

※駅別台数は、別表のとおり。

3. 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

4. 業務内容

(1) 定期点検

年2回（7月・1月）全般の点検調整を行う。

下記の項目について、必要な点検を行い、その他の精密検査についても必要に応じて行うこと。

① 外観点検

取付状態・汚れ・変形・破損の有無

② 機能点検

制御部・電源部・センサー部ベル・配線の状態確認

(2) 故障時対応

故障発生時等、委託者から連絡があった場合は、速やかに修理対応を行うこと。

なお、機材等の経費を伴うものは、事前に委託者の指示を得てから作業を行うこと。

5. 作業時間帯

定期点検については、原則としてラッシュ時間帯（7時～9時・17時～19時）を除く。

6. 作業計画書の提出

(1) 受託者は、定期点検を行う前に、駅別の点検日時・点検箇所・作業責任者及び作業人員等について記載した「作業計画書」を、委託者へ提出のうえ承認を受けること。

(2) 提出した作業計画を変更する場合には、委託者へ事前に連絡し、承認を受けること。

7. 作業報告書の提出

受託者は、定期点検作業を行った後、「作業報告書」及び「業務完了届」に必要事項を記載のうえ委託者あて提出し、委託者の検収を受けること。

8. 秘密の保持

受託者は、業務遂行上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

9. 安全の確保

受託者は、作業の実施にあたり、事故防止に留意するとともに、万一事故等が発生した場合は、事故等に対する一切の責任を負うこととする。

10. 損害賠償の義務

受託者は、作業員が故意若しくは過失により、委託者の施設等に損害を与えた場合は、委託者が定めた損害を賠償すること。

11. 連絡場所の明確化

受託者は、常に連絡場所を明確にし、予め委託者に届け出なければならない。特に早朝、深夜及び年末年始においては、修理可能な体制を常に整えておくこと。

12. 服装及び名札

受託者は、作業従事者に常に清潔な制服を着用させることとし、胸部に名札を付けさせること。なお、作業中は身分証明書を携帯し、委託者が貸与する「駅構内作業員腕章」を着用させること。

13. 異常等発見時の処理

作業中において、火災等異常を発見した時は、速やかに委託者に報告し、これらの処理に協力すること。

14. 業務の改善

受託者は、業務の実施にあたって、委託者が不適当であると認める事項については、直ちに業務改善の措置を講じなければならない。

15. 札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力

(1) 受託者は、作業従事者へ本市の「環境方針」（別添）を周知し、本市の環境配慮に対する取り組みについて理解させること。

(2) 受託者は、本市環境マネジメントシステムに合致する形で業務を遂行すること。

16. 必要器具類

作業に必要な工具や器具類等は、全て受託者が負担すること。

17. 委託代金の支払い

(1) 支払回数

年2回、均等払いとし、1円未満の端数が生じた場合は、その初回（1回目）に支払うこととする。

(2) 支払時期

1回目の定期点検終了後及び本契約の終了後で、それぞれ検査終了後とする。

(3) 支払方法

口座振込とする。

18. その他

この仕様書に定めのない事項等は、委託者と協議すること。

防犯装置設置台数表

別表

(高)運輸課

| 線 | 駅名 | 親機(受信機) | センサー | ベル | 振動感知型ドアスイッチ | 備考 |
|-------------|----------|---------|------|-----|-------------|----|
| 南 北 線 | 麻生 | 3 | 4 | 4 | 1 | |
| | 北34条 | 2 | 2 | 3 | 1 | |
| | 北24条 | 2 | 5 | 4 | | |
| | 北18条 | 2 | 3 | 3 | | |
| | 北12条 | 2 | 4 | 4 | | |
| | さっぽろ(南北) | 4 | 5 | 4 | 1 | |
| | さっぽろ(東豊) | 3 | 4 | 4 | 1 | |
| | すすきの | 1 | 2 | 2 | | |
| | 中島公園 | 2 | 4 | 3 | | |
| | 幌平橋 | 1 | 2 | 2 | | |
| | 中の島 | 2 | 3 | 3 | | |
| | 平岸 | 1 | 5 | 4 | | |
| | 南平岸 | 2 | 2 | 1 | | |
| | 澄川 | 2 | 3 | 2 | | |
| 東 西 線 | 自衛隊前 | 1 | 2 | 2 | | |
| | 真駒内 | 2 | 2 | 2 | 1 | |
| | 小計 | 32 | 52 | 47 | 5 | |
| | 宮の沢 | 2 | 1 | 2 | 2 | |
| | 発寒南 | 2 | 1 | 1 | 1 | |
| | 琴似 | 2 | 3 | 5 | 2 | |
| | 二十四軒 | 2 | 2 | 3 | 1 | |
| | 西28丁目 | 3 | 5 | 4 | 1 | |
| | 円山公園 | 2 | 2 | 3 | 1 | |
| | 西18丁目 | 2 | 4 | 3 | 1 | |
| | 西11丁目 | 2 | 2 | 3 | 1 | |
| | バスセンター前 | 3 | 4 | 4 | 1 | |
| | 菊水 | 2 | 2 | 3 | 1 | |
| | 東札幌 | 2 | 3 | 3 | 1 | |
| 東 豊 線 | 白石 | 2 | 3 | 4 | 2 | |
| | 南郷7丁目 | 2 | 3 | 3 | 1 | |
| | 南郷13丁目 | 2 | 1 | 2 | 1 | |
| | 南郷18丁目 | 2 | 1 | 2 | 1 | |
| | 大谷地 | 2 | 1 | 2 | 1 | |
| | ひばりが丘 | 2 | 1 | 2 | 1 | |
| | 新さっぽろ | 2 | 3 | 4 | 2 | |
| | 小計 | 38 | 42 | 53 | 22 | |
| | 栄町 | 2 | 1 | 2 | 1 | |
| | 新道東 | 1 | 1 | 2 | 1 | |
| | 元町 | 1 | 1 | 2 | 1 | |
| | 環状通東 | 2 | 1 | 3 | 2 | |
| | 東区役所前 | 2 | 2 | 3 | 1 | |
| | 北13条東 | 1 | 1 | 2 | 1 | |
| | 大通(南北) | 2 | 8 | 4 | 3 | |
| | 大通(東豊) | 1 | 4 | 4 | 1 | |
| | 豊水すすきの | 1 | 1 | 2 | 1 | |
| | 学園前 | 1 | 4 | 3 | 1 | |
| | 豊平公園 | 2 | 2 | 3 | 1 | |
| | 美園 | 1 | 1 | 2 | 1 | |
| | 月寒中央 | 1 | 1 | 2 | 1 | |
| | 福住 | 1 | 3 | 4 | 2 | |
| | 小計 | 19 | 31 | 38 | 18 | |
| | 合計 | 89 | 125 | 138 | 45 | |

業務委託一第13号様式

業 務 完 了 届

令和 年 月 日

札幌市交通事業管理者

交通局長

住 所

受託者 会社名

代表者

印

業務名

防犯装置保守管理業務

上記業務は、令和 年 月 日に完了したのでお届けします。

| | | | |
|----|----------|-------------------|---|
| 受付 | 令和 年 月 日 | 完了を確認した職員 (氏名) | 印 |
|----|----------|-------------------|---|

| 課長 | 係長 | 係 |
|----|----|---|
| | | |

この業務の完了検査に係る検査員に下記の者を命じ、
令和 年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 (役職・氏名)

環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、市内で最大規模の事業者として、また、市民や事業者の先導役となるべく、環境マネジメントシステムを活用し、エネルギー使用量やエネルギー経費等の削減に継続して努めてきました。

一大消費都市である札幌市は、多くのエネルギーや生物資源を消費することから、地球環境への負荷を継続的に低減していくためには、すべての市民や事業者の皆様の理解とそれぞれのライフスタイルや事業活動の見直しなどの具体的な行動が必要です。

私は、積雪寒冷地である札幌の地域特性を踏まえた省エネ技術や再生可能エネルギーを積極的に活用し、環境マネジメントシステムの継続的改善を図ることにより、全庁一丸となって、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、市民、企業、行政の総力である「市民力」を結集し、低炭素型のまちづくりや、生物多様性の保全に取り組むことで、自然と共生する快適な都市「環境首都・札幌」、さらには、「魅力と活力にあふれた暮らしやすい街」さっぽろの実現を目指してまいります。

2 環境保全行動への基本方針

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、環境配慮の取組を推進し、特に以下の項目に重点的に取り組むことにより、環境への負荷を継続的に低減し、まちの魅力を向上させます。

- 1 省エネルギーの取組及び新エネルギーの導入を推進します。
- 2 廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化を推進します。
- 3 環境負荷の少ない製品やサービスの利用を推進します。
- 4 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 5 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。
- 6 生物多様性の保全に向けた取組を推進します。
- 7 環境保全の取組をすすめ、地域経済の発展につなげていきます。

この環境方針及び環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

平成27年9月1日

札幌市長 秋元 克広